

3. 議会関係

(7) 地方公共団体の議会の解散等に関する調 (令和3年4月1日 から 令和5年3月31日 まで)

- ① 都道府県分 <該当なし>
- ② 市区町村分

都道府県名	市区町村名	解散等の理由						解散又は 全議員 辞職年月日	解散等の経緯	議員定数 (人)	解散又は 辞職日に おける 議員数 (人)
		特例法を適用したもの			全議員の辞職 によるもの	直接請求 により 解散したもの	法第178条 第1項の規定 に基づき解散 したもの				
		特例法により 解散したもの	特例法による 解散議案を 否決したもの	特例法による 解散議案が 審議未了に なったもの							
秋田県	三種町				○			R4. 5. 31	5月に町長選と町議選を行うが、選挙後の直近の6月定例会は改選前の議員の任期中であり、そのままでは改選前の議員が出席することになるため、6月定例会に改選後の議員が出席できるよう、5月末付けで全議員が辞職した。	16	15
東京都	あきる野市						○	R4. 6. 23	議会軽視及び市政を混乱させたことを理由に市議会が市長不信任を議決し、市長が議会を解散した。	21	21
富山県	舟橋村						○	R4. 9. 16	村政の混乱を理由に議会が村長不信任を議決し、村長が議会を解散した。	7	6
三重県	名張市	○						R4. 3. 10	市議会議員選挙を市長選挙と同時選挙とすることを目的として、特例法に基づき解散した。	18	18
愛媛県	八幡浜市		○						市長・市議同時選挙の実施による投票率の向上、住民の負担軽減、経費の節減などを目的に同時選挙の実施求める意見があるが、市長と議員の任期満了日が90日以上離れているため、公選法第34条の2第4項に規定する特例による同時選挙を行うことができない。 令和3年6月18日に議会が解散し、市議会議員選挙を実施すれば、4年後の議員の任期満了日が、公選法第34条の2第4項の規定に該当することになり、同時選挙が可能となるため、特例法第2条の規定に基づき、八幡浜市議会を解散する決議についての議案を上程したが、否決された。(令和3年6月18日否決)		
宮崎県	三股町	○						R4. 8. 12	議長と他の全議員との議会運営に対する見解の隔たりが大きく、スムーズな議会運営ができなくなっているため、議員自ら責任を取るため自主解散した。	12	12
鹿児島県	阿久根市		○						市長選挙と市議会議員選挙の同日選挙を求める陳情書が提出され、議会においても特別委員会を設け、議論を続けこれらの陳情書を採用した。 以上のことから、市長選挙と市議会議員選挙を同日に執行するため、市議会解散に関する決議が提出されたものの、否決となった。		
計	7 団体	2件	2件	0件	1件	0件	2件				